

長野県須坂看護専門学校管理運営規程（抜粋）

第5章 単位認定及び卒業

（学力試験及び単位認定）

第17条 学力試験は、日時を決めて行う。

- 2 各科目の定める時間数の3分の1を超えて欠席した者には、その受験資格を認めない。ただし、第22条に定める補習を受けた者は、この限りではない。
- 3 学力試験の成績は、次の基準により評定する。基礎分野及び専門基礎分野は、100点満点の60%以上を合格とし、単位を認定する。専門分野は100点満点の70%以上を合格とし、単位を認定する。

【基礎分野及び専門基礎分野】

評価	取得点数
優	80点以上
良	70点以上 80点未満
可	60点以上 70点未満
不可	60点未満

【専門分野】

評価	取得点数
優	85点以上
良	75点以上 85点未満
可	70点以上 75点未満
不可	70点未満

（再試験）

第18条 合格に達しない科目については、再試験を行う。（口述試験、レポート又は実技を含む。）

- 2 再試験は原則として1回限りとし、試験結果の返却後、担当講師または担任に再試験願（様式第15号）により3日以内に願い出なければならない。
- 3 再試験の成績は、基礎分野及び専門基礎分野は60点、専門分野は70点が最高点となる。
- 4 試験を受験した学生の50%以上が合格点に達しない試験については、全員が改めて試験を受験し再試験とはしない。

（追試験）

第19条 疾病その他のやむを得ない事由により受験できないときは、その日に受験できない理由がわかる証明書類を提出し、追試験を行う。なお追試験の採点は、得点の90%とする。

- 2 追試験を受ける場合は、事由がなくなり次第、追試験願（様式第16号）により願い出なければならない。
- 3 受験できない理由が前項によるものであるか判断が難しい場合は、講師会議で協議する。

（不正行為）

第20条 試験中に学生の不正行為を発見した場合、ただちに試験監督者はその学生の答案を回収し、退室させる。なお、その答案は0点とし、その学年における単位の認定は認めない。

- 2 試験後に発覚した場合も、第1項に準じる。すでに認定したものについては、認定を取り消すものとする。
- 3 単位の認定にかかるものに関して他者による代行が認められた場合は、剽窃行為とみなし単位の認定は行わない。

(実習成績単位認定及び先修要件)

第21条 各看護学実習の定める時間数の5分の1を超えて欠席した者は評定できない。ただし、第22条に定める補習を受けた者は、この限りではない。

- 2 実習成績は、各実習の評価表に基づき次の基準により評定する。100点満点の70点以上を合格とし、単位を認定する。

評価	取得点数
優	85点以上
良	75点以上 85点未満
可	70点以上 75点未満
不可	70点未満

- 3 基礎看護学実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの順に修得するものとする。
- 4 各看護学実習については、基礎看護学実習の単位修得後に、履修するものとする。
- 5 学年の進級は、前学年までの実習を全て修得していることを条件とする。
- 6 統合実習は、すべての実習の単位習得した後に、履修するものとする。
- 7 実習での不認定科目が生じた場合、次年度以降に再履修するものとする。

(補 習)

第22条 講義（または演習）については定める時間数の3分の1を超えて欠席した者で、第12条第4項に該当する者は補習を受けることができる。

- 2 実習については定める時間数の5分の1を超えて欠席した者で、第12条第4項に該当する者は補習を受けることができる。
- 3 必要な期間の実習を行った上で、内容が伴わないものについては単位不認定とする。
- 4 補習は、原則として課外時間に行うものとする。
- 5 講義における補習のあり方は、講師と相談のうえ教務会議等で検討し、行うものとする。
- 6 講義の場合の補習時間は、2時間（90分）単位として行う。
- 7 実習における補習のあり方は、次のとおりとする。

(1) 補習を受けることができる者

欠席が規定時間の1/5以上でその理由が次の各事項に該当し、校長がやむを得ないと認めた者

該当事項

- ア 近親者の死亡のため欠席した場合（二親等以内）
- イ 病気により欠席した場合
- ウ 災害（交通機関の事故等）により欠席した場合
- エ その他、校長がやむを得ないと認めた場合

(2) 手続き

補習実習対象者は、所定の様式に記入し校長の許可を受ける。

(3) 実施時間、日時、時間数

① 原則として休業期間中に実施する。

② 日時、実習場所は学校の指示に従う。

③ 補習時間数は次の基準による。

ア 出席時間の不足に伴う内容不足

内容に応じて、1日単位として行う。

イ 出席時間不足（単位認定可能であるが、実習時間のみが不足している場合）

1～7時間の場合は7時間

7時間以上は上記に準じて行う。